

保育料等還付・減免申請書（新型コロナ対応用8）

令和 年 月 日

池田市長様

保護者 住所

氏名

㊞

下記のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る自宅待機等⁽¹⁾を行ったため、保育料⁽²⁾・給食費⁽³⁾・送迎保育ステーション利用料（利用者に限る。）の還付・減免を申請します。

児童氏名	
生年月日	平成・令和 年 月 日
利用施設名	
申請期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
還付・減免額 ⁽⁴⁾	円

振込先	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 営業所		普通 当座	名義人	(カタカナで記入してください)					
	銀行 コード		支店 コード			口座 番号						

※振込先の記入がない場合は、保育料の振替口座に振込みます。

※振込先情報は、還付の場合にのみ使用いたします。

(1) 保育料等の還付・減免対象となる期間は次のとおりです。

- ① 在籍する児童が濃厚接触者に特定され、自宅待機となった期間
- ② 感染していることが確認された場合に保健所から指定された自宅待機や療養を行った期間
- ③ 在籍する児童又はその同居者がPCR検査を受検することになった場合に、その検査結果が判明するまでの期間

(2) 保育料は、公立保育所、公立幼保連携型認定こども園及び私立保育所に限ります。その他施設に係る還付・減免手続きは、在籍する施設にお問い合わせください。

(3) 給食費は、公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園に限ります。その他施設に係る還付・減免の有無や還付・減免の手続きは、在籍する施設にお問い合わせください。

(4) 還付・減免額は、次の式により計算します。(10円未満切捨)

還付・減免額	=	保育料（月額）	－	日割り計算後の 保育料（月額）
日割り計算後の 保育料（月額）	=	保育料（月額）	×	$\frac{\text{登園した日数}}{25 \text{日}}$

※原則、還付により保育料等を減額いたしますが、対象となる日にちによっては、あらかじめ減免した額により保育料等を納付いただく場合があります。

※虚偽の申請により還付・減免を受けた場合は、還付・減免された額を池田市に納付していただきます。

市 処 理 欄	令和 年 月 日分	還付・減免決定額		
	令和 年 月 日分まで	(保育料)	(給食費)	(送迎)
		円	円	円